

# 協会活動報告

(平成 27 年版)

一般社団法人 投資信託協会

## ■平成 27 年協会活動報告

はじめに

### 〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) インフラファンド市場の開設に伴う規則等の整備…………… 1
- (2) 投資法人の税会不一致解消に係る規則の整備…………… 3
- (3) 個人情報保護に関する指針の一部改正…………… 4
- (4) 証券取引等監視委員会への業務説明…………… 6
- (5) 会員調査に関する活動…………… 6

### 〔2〕 投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

- (1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動 …… 8
- (2) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み…………… 9
- (3) 講演会・セミナー・講師派遣の実施…………… 9
- (4) 大学における寄附講座の開設…………… 13
- (5) 証券知識普及プロジェクトにおける活動…………… 14
- (6) 新たな層へ向けた情報の発信…………… 15
- (7) 統計資料の充実…………… 16

### 〔3〕 投資信託及び投資法人に係る制度への対応

- (1) 東京国際金融センター推進に関する懇談会への対応…………… 18
- (2) 平成 28 年度税制改正要望…………… 19

### 〔4〕 国際的な活動

- (1) アジア地域ファンド・パスポートへの対応…………… 21
- (2) OECD 多国間自動的情報交換への対応…………… 21
- (3) 第 20 回アジア・オセアニア会議への参加…………… 23
- (4) 第 29 回国際投資信託会議への参加…………… 23
- (5) 第 30 回国際投資信託会議等の準備…………… 24
- (6) 豪金融サービス協会訪日使節団との意見交換会…………… 24
- (7) IOSCO の MMF に関する政策提言への対応…………… 24

### 〔5〕 その他

- (1) 当協会における質問・苦情相談内容の公表…………… 26

### 〔6〕 平成 27 年各種説明会及び研修会の開催状況 …… 27

## 平成 27 年活動報告

### はじめに

当協会では、投資者の保護を図るとともに投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）の健全な発展に資するため、自主ルールの制定や制度改正の建議、投資信託等を啓発・普及するための様々な活動を行っています。

平成 27 年の主な活動状況ですが、まず、公正性・信頼性確保のための自主規制業務として、当協会規則等についてインフラファンド市場の開設に伴う整備や平成 27 年度税制改正において手当てされることとなった投資法人の税会不一致解消に関連する諸法令等の改正と平仄を合わせるための整備を行っています。

次に、投資信託等の啓発・普及活動として、一般投資者に対し投資信託等に対する正しい理解の醸成や NISA（少額投資非課税制度）の制度周知等を目的に、セミナー開催等の啓発・普及活動を全国で展開しています。本年はこれらに加え、若年層や投資未経験層といった新たな層への投資信託等の認知拡大へ向けた取組みも積極的に行いました。

制度面においては、資産運用業の国際競争力強化・発展に資することを目的に、海外事例等の調査等を行っています。

また、国際的な活動としては、OECD 多国間自動的情報交換への対応やアジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応といった資産運用業の国際的な潮流への対応を図る他、平成 28 年に日本で開催することが予定されている国際投資信託会議について関係機関と連携し準備等を行っています。

当協会の活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 投資信託協会

## 〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

### (1) インフラファンド市場の開設に伴う規則等の整備

インフラストラクチャー（以下「インフラ」という。）に対する投資ニーズの高まりやインフラ整備の社会的意義等を踏まえ、インフラファンド市場開設のための関係法令等が整備されたことを受け、当協会でもこれらに対応するため規則等の整備を以下のとおり行った。

平成 26 年 9 月に「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第 3 条の特定資産として、新たに「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」が追加され、また、「投資法人の計算に関する規則」等の内閣府令の一部改正により開示等に関する整備が行われ、更に、「再生可能エネルギー発電設備」に関し、一定の要件の範囲の運用について投資法人に係る損金算入が認められる等の租税特別措置法施行令の一部改正が行われるなど、インフラファンドに係る関係法令の整備が実施された。

併せて、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）においても、「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」として上場制度等の整備についてのパブリック・コメントを実施し、平成 27 年 4 月 28 日付で「インフラファンド市場の開設に伴う有価証券上場規程等の一部改正」を公表し、同年 4 月 30 日付にて一部改正が施行された。

当協会では、これら一連の制度整備等を踏まえ、インフラファンドに係る制度を円滑に実施し、もって投資者の保護に資するため、当協会規則として新たに「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の規則（案）及び規則新設に伴う既存規則等の一部改正（案）を策定し、平成 27 年 5 月 15 日より 6 月 15 日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 7 月 16 日付で規則の制定及び一部改正を行った。改正等の主な内容は以下のとおりである。

イ. 「定義」については、第 3 条において、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」をそれぞれ、投資信託及び投資法人に関する法律施行令に規定されているものであると位置づけ、インフラ投資信託の投資信託財産及びインフラ投資法人の資産の 2 分の 1 が、インフラ資産等及びインフラ関連資産にて運用することを目的とすることと規定した。

- ロ. 「定義」中の第3項「ただし書き」では、投資法人における「再生可能エネルギー発電設備」を直接組入れる場合の税法上の導管性要件を規定することとした。ただし、税法上、期間に係る要件があることを踏まえ、附則において本規則を3年を目途に見直す方向とした。
- ハ. 「定義」中の第3項「また書き」では、「公共施設等運営権」のみを直接投資し、資産の2分の1を超えてしまうと、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）上の特定資産であっても、税法上の導管性要件を満たさなくなってしまうため、導管性要件を満たすためには、「公共施設等運営権」のみで2分の1を超えないことと規定した。
- 二. 「定義」中の第3項「なお書き」では、「自主規制委員会が指定する資産」について規定することとし、原則として、取引所の「その他当取引所が指定する資産」に平仄を合わせることにするが、取引所が公表している資産には、一部投信法上の特定資産が含まれる可能性があることから、投信法上の特定資産を除外した上で、投信法上の特定資産には該当しない資産については、これらの資産のみで資産の2分の1を超えない旨を規定した。
- ホ. 第5条の保有インフラ資産及び不動産の評価では、「(2) 公認会計士による評価額」を追加し、不動産鑑定士による評価では評価が難しいインフラ資産に対応できるように規定した。
- ヘ. 第6条のインフラ関連資産等の評価に関して、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則においては、匿名組合の評価は、「匿名組合の営業者」から取得する規定となっているが、ここに「匿名組合の営業者、公認会計士又は不動産鑑定士」と読み替え規定を置き、インフラ資産の特性に応じて、匿名組合そのものを公認会計士が評価した上で、当該評価額が採用できるようにした。
- ト. 第28条及び第43条では、「ただし書き」を挿入し、「再生可能エネルギー発電設備」の特殊性を踏まえ、当該資産を組入れた「匿名組合」から収受する配当金に減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度とした払戻しができるように規定した。

なお、新設する規則の制定日及び規則新設に伴う既存規則等の一部改正の実施日については、いずれも平成 27 年 7 月 16 日からとした。

## (2) 投資法人の税会不一致解消に係る規則の整備

平成 27 年税制改正大綱において示された「投資法人の税会不一致」を解消するための諸整備として、関係諸法令等が改正された。これを受け、当協会でもこれらと平仄を合わせるための規則等の整備を以下のとおり行った。

「投資法人の税会不一致」を解消するための諸整備として、所得税法、法人税法、租税特別措置法等及び投資法人の計算に関する規則が一部改正され、平成27年4月1日より施行された。これらの改正により、当協会の不動産投資法人に係る収益分配等に関する規則等を改正する必要が生じたため、規則等の改正について、投資法人の税制専門委員会、日本公認会計士協会の関係者、金融庁政策課及び財務省主税局等と交渉を重ねた。その結果、成案が得られたことから、平成27年5月21日付で当協会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

### ① 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

- イ. 「負ののれん発生益の調整」に係る条文を削除し、規則改正前より積立てた「負ののれん発生益」については、新たに規定される「一時差異等調整積立金」に一定の経過期間中に振り替える整備を行う。
- ロ. クローズド・エンド型の投資法人の収益分配原資について、投信法上の利益額を全額分配することができることと規定した上で、税会不一致が生じた場合には、利益額のうち当期末未処分利益に充当して、一時差異等調整引当額の増加額に相当する額の分配を行うことができること、また、利益額のうち当期末未処分利益から減算して、一時差異等調整積立金に相当する額を任意積立金として積み立てることができることを規定する。
- ハ. クローズド・エンド型の投資法人の出資の払戻しについて、一時差異等調整引当額に相当する出資の払戻しと明確に区別するために、「税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し」と規定を改正し、従来税会不一致が生じた場合のために規定していた第2項の規定を削除する。
- ニ. クローズド・エンド型の投資法人の一時差異等調整積立金の取崩し及び一時差異等調整引当額の戻入れの取扱いの規定を定める。
- ホ. 税会不一致が発生した場合のその他の注記への記載についての規定を定める。

へ. 税会不一致が発生した場合の貸借対照表に関する注記への記載についての規定を定める。

ト. オープン・エンド型の投資法人についての準用及び読み替え規定の整備をする等、その他規則全体の必要な字句修正等の整備を行う。

② 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則

「負ののれん発生益の調整」に係る条文を受けた別紙様式に係る規定を削除するとともに、その他細則に係る必要な字句修正等の整備を行う。

③ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則及び不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

イ. 分配金等の実績を表示するに当たり、出資の払戻しによる金銭の支払いについて、「一時差異等調整引当額からの分配金」と「税法上の出資等減少分配からの分配金」に区分して表示する等の所要の規定及び表示事項を定める。

ロ. 投資法人の計算に関する規則に規定された記載事項について、資産、負債、元本及び損益の状況（１）貸借対照表、（２）損益計算書、（３）金銭の分配に係る計算書、（４）投資主資本等変動計算書のそれぞれの記載上の注意に、それぞれの注意事項を挿入する等の所要の整備を行う。

ハ. その他、必要な字句修正等の整備を行う。

なお、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」及び「同細則」の改正、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の改正は、改正後の投資法人計算書類規則の施行日（平成27年4月1日）から実施することとした。また、この改正規則及び同細則の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る収益分配の計算及び作成すべき計算関係書類等については、従前の例によることとされるなど、一定の経過措置が施された。

**（３）個人情報保護に関する指針の一部改正**

当協会の「個人情報保護に関する指針」について、関係法令等の施行等を踏まえ、平成27年10月及び平成28年2月の2回にわたり以下の整備を行った。

① 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「金融庁ガイドライン」という。）の改正・施行（平成27年7月2日

改正、7月9日施行)、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の一部施行(平成27年10月5日)を踏まえ、当協会の「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

イ. 金融庁ガイドラインに関する改正

金融庁ガイドラインにおいて、個人情報の適正な取得、委託先の監督等、個人情報保護法の遵守を徹底するための措置を講ずることとされたことに伴い、関連規定の改正を行った。

ロ. 番号法に関する改正

番号法の一部施行に対応し、「定義」、「利用目的・利用制限・第三者提供制限等」、「安全管理措置、開示等」、「漏えい時の報告」等について、それぞれ関連規定の改正を行った。

なお、上記①の改正に係る実施日については平成27年10月15日からとした。

② 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行(平成28年1月1日)、及び特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたことなどを踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

イ. 特定個人情報の漏えい事案等の発生時における報告先について、「特定個人情報保護委員会」の改組に伴い、名称を「個人情報保護委員会」に改正した。

ロ. 特定個人情報の漏えい時の対応について、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従って対応する必要がある旨の留意事項を解説に記載した。

なお、上記②の改正に係る実施日については平成28年2月18日とした。

#### (4) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成 27 年 4 月 17 日に証券取引等監視委員会に対し、以下のとおり当協会の活動状況等について業務説明を行った。

##### ① 協会の活動状況

- イ. 投資信託・投資法人法制の見直しに係る法令政令等を受けた対応
- ロ. NISA 等の周知と普及・拡大に向けた活動
- ハ. 「日本再興戦略(改定 2014)」への対応

##### ② 自主規制機能の発揮

- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
- ロ. 正会員に対する書面調査（アンケート）の実施等
- ハ. 法令等違反に係る本会への報告制度と報告等の状況
- ニ. 正会員に対する処分等状況
- ホ. 正会員の役職員に対するコンプライアンス研修の実施

#### (5) 会員調査に関する活動

##### ① 平成 26 年度（平成 27 年 1 月～3 月）の会員調査

26 年度は、平成 26 年 3 月 31 日に会員に周知した「会員調査方針・計画」に基づき、正会員 2 社に対する立入調査を実施した。

平成 26 年度（通年）の立入調査の実績は、上半期 5 社、下半期 5 社の計 10 社に対して実施しているが、その結果を取りまとめ、平成 27 年 6 月 30 日に会員に周知した。

また、平成 26 年 11 月 20 日を基準日として実施した書面調査である第 8 回アンケート調査についても、その結果を取りまとめ、平成 27 年 4 月 21 日に会員に周知した。

##### ② 平成 27 年度（平成 27 年 4 月～12 月）の会員調査等

27 年度については、平成 27 年 3 月 31 日付で会員に周知した「会員調査方針・計画」で示したとおり、当協会の平成 27 年度事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げたとおり、「(1) 正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等を会員調査等により検証し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた適切な指導に努めるとともに、正会員向けコンプライアンス研修会の実施及び調査結果の情報還元等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の維持・

向上、投資者保護の強化に資する。」ことに基づき、正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施する等によって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するよう努めた。

立入調査については、年末及び年度末における被調査会員の負担軽減を図ること等から、年 10 社程度の立入調査を実施することとしており、計画のとおり実施した結果、平成 27 年中には平成 26 年度分 2 社を含む合計 10 社の立入調査を実施した。

また、平成 27 年 11 月には、書面調査である第 9 回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例を取りまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

## 〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

### (1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動

当協会はこれまで、日本証券業協会をはじめとした関係諸団体と連携し、NISA（少額投資非課税制度）の円滑な導入や普及・拡大に向けた検討を行ってきたが、平成 27 年においても引き続き、周知広告やイベント等を通じて、制度の周知及び普及・拡大に向けた活動を行った。

イ. 平成 27 年度税制改正により、ジュニア NISA の創設や NISA の年間投資上限額の引き上げ（100 万円から 120 万円）等が手当された（実施は平成 28 年から）。これを受け、当協会では会員の事務対応を円滑に図るため、平成 27 年 4 月 23 日、金融庁より担当官を招き、「NISA・ジュニア NISA に係る説明会 - 平成 27 年度税制改正を踏まえて - 」と題した説明会を正会員及び賛助会員の役職員を対象に開催した。（参照：〔6〕平成 27 年各種説明会及び研修会の開催状況）

ロ. 平成 26 年より金融庁が開始した「NISA 口座の開設・利用状況調査」については、本年も NISA 推進・連絡協議会を通じて当協会に同調査への依頼があり、当協会会員における NISA 口座の開設・利用状況を取りまとめ、金融庁に提出した。その結果は、金融庁ホームページに公表されている。

ハ. 毎年 2 月 13 日が NISA の日とされたことを受け、この日に併せ NISA の制度の周知・活用の促進を目的として、当協会では「NISA の日特別企画」を実施した。実施内容は以下のとおりである。

#### ① 講演会

投信フォーラム 2015 in 福岡 ～NISA で投信はじめませんか～

開催日：平成 27 年 2 月 8 日（日）

会 場：エルガーラホール 福岡市中央区

第 1 部／基調講演 「日本経済の行方」

エコノミスト、BRICs 経済研究所代表

門倉貴史氏

第 2 部／パネルディスカッション「どう使う？ 知って得する NISA 講座」

コーディネーター

和泉昭子氏

パネリスト

門倉貴史氏 運用会社の専門家 2 名

- ② 新聞記事広告 -日本経済新聞（朝刊） -  
福島敦子さんと白川投資信託協会長との対談広告を掲載  
掲載日 平成 27 年 2 月 13 日（金）
- ③ 新聞記事広告 -朝日新聞（朝刊） -  
春香クリスティーンさん 「春香の“私の仕事とライフプラン”」  
掲載日 平成 27 年 2 月 13 日（金）、14 日（土）
- ④ ホームページ特設サイト  
「NISA と出会う 6 つのコラム」（平成 27 年 1 月 16 日公開）  
NISA の制度概要、リスクとリターンの話、NISA 口座開設体験記や FP 馬  
養雅子さんへのインタビュー記事など 6 つのコラムを収録。

## （2）「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み

金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」において取りまとめられた報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会の下「金融経済教育推進会議」が平成 25 年 6 月に設置されており、当協会もこれに参加している。

同会議では「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を検討事項として掲げ、関係官庁及び関係団体と連携・協力してこれを行い、平成 26 年 6 月「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）を作成・公表した。これに関し「マップの内容を踏まえた大学生向けの金融リテラシー教育を試行的に実践する」との位置付けで、当協会を含む推進会議構成団体が講師を派遣する形で行う連携講義を、本年は、東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学の 5 校で実施し、当協会も講師を派遣する等これに対応した。

## （3）講演会・セミナー・講師派遣の実施

### ① 投信フォーラム 2015 の開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2015」を神戸、福岡、岐阜、鹿児島、秋田、仙台の 6 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャルプランナー（FP）による投資信託

セミナー及び運用会社の専門家との対談コーナー（FP との対談）である。  
なお、1月開催の福岡及び12月開催の仙台開催分は第二部を「どう使う？  
知って得する NISA 講座」と題し、FP をコーディネーターに、証券投資信  
託の運用会社、不動産投資法人の資産運用会社、第1部の登壇者の3名を  
パネリストに迎えパネルディスカッションを行った。

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務（支）局・  
財務事務所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本取引所グル  
ープ、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2015 in 神戸

主 催：投資信託協会、神戸新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年1月24日（土）

会 場：ラッセホール

テーマ：第一部「日本経済再生の処方箋と2015年の金融市場」（慶應  
義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 岸博幸氏）

第二部「分散投資に強い投資信託～分散効果の重要性が試され  
る年に～」（野尻美江子氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：350名

ロ. 投信フォーラム 2015 in 福岡

主 催：投資信託協会、西日本新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年2月8日（日）

会 場：エルガーラホール 8階大ホール

テーマ：第一部「日本経済の行方」（エコノミスト、BRICs 経済研究所  
代表 門倉貴史氏）

第二部「どう使う？ 知って得する NISA 講座」（和泉昭子氏）  
パネルディスカッション

参加者数：530名

ハ. 投信フォーラム 2015 in 岐阜

主 催：投資信託協会、岐阜新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年5月16日（土）

会 場：岐阜都ホテル 2階 ボールルーム

テーマ：第一部「錦織圭・世界に通用する思考～トップアスリートに

学ぶ勝利の心理・行動パターン～」(スポーツ心理学者、  
追手門学院大学客員教授 児玉光雄氏)

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」(馬養雅子氏)  
運用会社の専門家との対談

参加者数：300名

ニ. 投信フォーラム2015 in 鹿児島

主催：投資信託協会、南日本新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年6月20日(土)

会場：南日本新聞会館 みなみホール

テーマ：第一部「音楽にできること～50歳からの生き方」(シンガー・  
ソングライター 辛島美登里氏)

第二部「資産運用の基本と投資信託の活用方法 ～NISAの上  
手な使い方と「良いファンド」・「良くないファンド」の  
見分け方～」(神戸孝氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：350名

ホ. 投信フォーラム2015 in 秋田

主催：投資信託協会、秋田魁新報社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年9月12日(土)

会場：さきがけホール

テーマ：第一部「オリンピックのロマンに生きる～逆転必勝の生き方  
～」(早稲田大学教授(スポーツ科学部)/五輪銀メダリ  
スト 太田章氏)

第二部「“老後貧乏”にならないための資産運用～投資信託を  
活用して～」(和泉昭子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：260名

ヘ. 投信フォーラム2015 in 仙台

主催：投資信託協会、河北新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成27年12月19日(土)

会場：仙台国際センター 「萩」

テーマ：第一部「震災と小説 ～被災地の書き手として～」(作家 熊  
谷達也氏)

第二部「どう使う？ 知って得する NISA 講座」（和泉昭子氏）  
運用会社の専門家との対談

参加者数：320 名

- ② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー2015」  
幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性を対象に、雑誌社とタイアップして、大阪、東京の2会場で資産形成セミナーを開催した。各開催当日は、平日の夜にも関わらず多くの女性が集まり、働く女性が夢に近づくために必要な金融商品の基本的知識や資産形成術の講演に熱心に耳を傾けた。  
セミナーの形式は二部構成で、第一部は、FP 和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏などが働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催の概要は以下のとおりである。

会場・日時

イ. 大阪 ハービスホール（参加者数：260 名）

平成 27 年 10 月 6 日（火）19:00～20:50

ロ. 東京 青山ダイヤモンドホール（参加者数：220 名）

平成 27 年 10 月 15 日（木）19:00～20:50

構成：第一部 基調講演

「今、働く女性に必要なお金を育てる力とは？」

和泉昭子氏（生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー）

第二部 トークセッション

「私らしくお金を育てるルール具体策」

和泉昭子氏

秋元幸江氏（大和証券投資信託委託(株)）

安原ゆかり氏（日経 WOMAN 編集長）

主催：日経 WOMAN\*CLUB 協賛：投資信託協会

- ③ タイアップセミナー

未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託基礎講座」を、NPO 法人エイプロシス（特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会）との共催により、17 回（1～7 月 月 1 回、8～12 月 月 2 回）東京都内（茅場町・小伝馬町）で開催し

た。平成 27 年における延べ受講者数は 849 名となった。

#### ④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成 27 年の派遣実績は、14 件、延べ受講者数は 622 名であった。

### (4) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における証券投資教育の一助となるべく、平成 17 年から東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成 27 年は、一橋大学、大阪大学、神戸大学、名古屋大学、東北大学、京都大学、早稲田大学の計 7 大学で 1, 118 名の学生が資産運用ビジネスを学んだ。

講義の内容はそれぞれの大学で若干異なるが、おおよそ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べるよう工夫されている。新社会人となる学生にとっては、資産運用に関する知識だけでなく、数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下のとおりである。

#### <一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：47 名

#### <大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：51 名

#### <神戸大学>

講義名：アセットマネジメント（資産運用）の理論と実務

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：87名

<名古屋大学>

講義名：アセットマネジメント概論

開設期・回数：後期・全14回

受講者数：104名

<東北大学>

講義名：アセットマネジメント

開設期・回数：後期・全14回

受講者数：300名

<京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全14回

受講者数：273名

<早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント（資産運用）の世界

開設期・回数：前期・全15回

受講者数：256名

## （5）証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体等で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、中立・公正な立場から、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校教育向けに金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般向けにはセミナーや講演会の開催等の普及・啓発事業を行っている。

平成27年における主な取組みは、以下のとおりである。

### ① 教育現場における「金融経済教育」の推進

#### イ．体験型教材の提供

教育現場で授業を通じて金融経済への興味・関心を高めてもらうため、株式会社の仕組みや金融の仕組み等が学べる体験型の教材を中学校、高校向けにそれぞれ提供した。この教材は、中学校、高等学校それぞれ約300校で採用され、合計約6万人の生徒が金融や経済の基本を学んだ。

- ・中学校向け教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」
- ・高等学校向け教材「ケーザイへの3つのトビラ」

#### ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付した。

また、生徒と教員が共に利用でき、金融経済の基礎的な知識を学ぶことができるWEBサイト「金融経済ナビ」では、旬な経済ニュースをイラスト付きで簡単に解説する等、授業展開しやすいコンテンツを順次掲載した。

### ② 一般向け「投資の日」記念イベントの開催等

一般市民の金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに「投資の日」の周知を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に活動を行った。

#### イ. 講演会・セミナーの開催

東京会場では、第1部はエコノミストによる日本経済の解説、第2部はカリスマと呼ばれる個人投資家や著名人等をパネリストに迎え、投資の魅力や将来性を重視した長期投資といった金融リテラシーの重要性を訴えるシンポジウムを開催した。

その他の地区では各地区の特色を活かした講演会・セミナー、トークショーを展開し、全国9地区21会場で4,117人が参加した。

#### ロ. その他の活動

「投資の日」記念イベントに係る情報の効果的な発信や投資に関心の低い層に対するアプローチとして次の活動を行った。

- ・「投資の日」PRイベント（東京・有楽町）の開催
- ・「投資の日」記念イベントに関するWEB特設サイトの開設
- ・各地区イベントにおける「NISAコーナー」の実施
- ・全国紙による東京会場の採録広告（日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞）
- ・参加型企画「投資の日」クイズ（応募総数7,590）
- ・とうしくん特製ポケットティッシュの作成と配布

### (6) 新たな層へ向けた情報の発信

当協会では、投資未経験者や若年層に対し「投資信託」や「NISA」についての理解を促進することに重点を置いた広報活動を行っているが、平成27年は

そのうち主婦層や新社会人といった新たな層をターゲットとして明確に絞り、以下2つの企画を実施した。

①「ESSE レポーターが体験！投資信託を学んで賢いお金の増やし方」

主婦向け生活情報誌「ESSE」において、主婦がFP 深野康彦氏のレクチャーを受けながら、投資や投資信託に関する知識を体験する様子を「ESSE レポーターが体験！投資信託を学んで賢いお金の増やし方」として、連載形式（平成27年8月号～11月号）で実施した。

また、掲載した内容を抜き刷りとして収録し、女性向け、若年層向けセミナーへの来場者、ガイド請求者などに配布した。

②「社会人なら知っておきたい お金を育てるヒント」

投資の必要性や投資信託の仕組みについてわかりやすくまとめた新社会人向けのリーフレットを作成し、これを就活サイト「マイナビ」に登録している卒業直前の大学4年生に対し直接届けられる雑誌「マイナビフレッシュャーズマガジン」と同梱発送する企画を実施した（平成28年2月26日発送）。

「お金」について考える大きな転換期でもある新社会人となるタイミングで送付できるという点、かつ、直接手元に届くという利点もある媒体であることから、本企画を採用した。なお、対象は関東・関西・中部圏の大学4年生であり、配布部数は22万件となっている。

## （7）統計資料の充実

統計のより一層の充実を図るため、投資信託の主要統計及びNISA口座の開設・利用状況等、利用者の関心が高いと考えられる統計を一覧にまとめた「数字で見る投資信託」を、平成27年8月13日から月次での公表を開始した。

[主な収録内容]

- ①公募投信への資金流入額・純資産総額
- ②公募株式投信への資金流入額・純資産総額
- ③ETFの純資産総額
- ④MRFの純資産総額
- ⑤ファンド・オブ・ファンズの純資産総額
- ⑥毎月決算型の純資産総額
- ⑦公募株式投信の純資産総額に占める銀行等の販売残高シェア

- ⑧公募株式投信のうち外建て純資産総額の占める割合
- ⑨公募株式投信のうち外建て純資産総額（通貨別）ランキング
- ⑩私募投信の純資産総額
- ⑪公募 REIT の純資産総額
- ⑫個人金融資産における投信の割合
- ⑬NISA 口座の開設・利用状況
- ⑭外国投信の純資産総額

また、主要統計の推移グラフ等をまとめた「投資信託の主要統計ファクトブック」を、平成 27 年 9 月 11 日に公表、以降、半期毎に公表することとした。

#### [主な収録内容]

##### 1. 投資信託市場動向

- ①投資信託の全体像
- ②公募投信の純資産総額
- ③公募株式投信の資金・運用増減額
- ④公募投信の新規設定・償還・運用中のファンド
- ⑤株式投信の商品分類別内訳
- ⑥ 1 ファンドあたり平均運用資産残高
- ⑦毎月決算型ファンドの純資産総額と株式投信に占める割合
- ⑧公募投信・株式投信に占める外建て純資産総額の割合
- ⑨公募株式投信における国内株式への投資比率
- ⑩公募株式投信の販売業態別残高とシェア
- ⑪ E T F の純資産総額と本数
- ⑫ 上場 R E I T の純資産総額
- ⑬確定拠出年金（D C）向けファンドの市場規模（推計）
- ⑭ラップ向けファンドの市場規模（推計）
- ⑮私募投信の純資産総額
- ⑯主要国における個人金融資産構成の比率
- ⑰投資信託の世界統計

##### 2. 業界の概況

- ・協会会員数等の推移

### 〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

#### (1) 東京国際金融センター推進に関する懇談会への対応

##### ① 東京国際金融センターの推進に関する懇談会への参加及び報告書の公表

我が国の金融・資本市場の機能強化のため、東京市場の国際金融センターとしての地位確立に向けた種々の検討・提言が行われていることを踏まえ、証券界・運用業界として、日本の強みや国際金融センターとしての役割・課題を検討・整理し、その実現に向けた取組みを推進、支援するため、日本証券業協会、日本投資顧問業協会、日本取引所グループ及び当協会の4団体により「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」が平成26年9月に設置された。

初回会合は平成26年10月に開催され、当協会からは委員として白川協会長が参加し、以降、平成27年8月にかけて計5回にわたり検討が行われた。

同懇談会ではその結果を平成27年9月9日「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」として公表した。

報告書では、東京の国際金融センターとしての地位確立に向け、証券界・資産運用業界を挙げて資産運用業の強化を最重点課題として取り組むべきとされており、今後の具体的な取組みとして掲げられている事項のうち当協会に係るものとして、

イ. 資産運用等に関するワーキング・グループの設置

ロ. 資産運用業の海外調査

等が掲げられた。

##### ② 資産運用ワーキングへの対応

上述のとおり、東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書の内容を踏まえ、「我が国の資産運用業の国際競争力強化を図るとともに、投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について、証券界・資産運用業界として業界横断的に検討を行うため」同懇談会の下に、「資産運用等に関するワーキング・グループ」が平成27年9月に設置されることとなり、本会からは白川協会長が参加している。

同ワーキングは平成27年10月に初回会合を行い、資産運用に関するビジネス環境、制度面の整備、金融人材育成に向けた取組み等、様々な観点から議論が行われている。

### ③ 資産運用業に係る海外動向等の調査部会の設置

当協会では、上記懇談会等で資産運用業の強化が最重点課題として取り上げられたことや、投資信託の普及・利用促進に向けて様々な提言・課題が各方面で示されていることを踏まえ、業界及び各社におけるベスト・プラクティスの追求に向けた検討・取組みの参考となるよう、海外資産運用業の発展経緯や諸問題に対する取組み事例及び現在の動向等を調査することを目的とし、平成 27 年 9 月に開催した理事会の承認を得て、会員会社及び外部有識者により構成される「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」を設置することとした。

初回会合は平成 27 年 10 月に行われ、米国、欧州、アジア地域等の資産運用業の動向について包括的な意見交換を行い、その後、諸外国の投資信託の状況や制度、税制等について具体的に調査検討していくこととされた。

## (2) 平成 28 年度税制改正要望

イ. 平成 28 年度税制改正要望については、当協会要望の素案を「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会と制度に関する専門委員会の合同委員会」で検討し、平成 27 年 4 月 30 日から 5 月 15 日までの間、会員会社に対する意見募集を行った。この間、日本証券業協会及び日本取引所グループ及び金融庁等とも意見交換を行いながら、さらなる検討を行い、6 月には当協会としての要望を取纏め、その後、9 月には、日本証券業協会、日本取引所グループと当協会の三団体連名で要望について正式に機関決定を行った。当協会に関連する主な要望は以下のとおりである。

- ・ NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化等（恒久化、スイッチングの承認）
- ・ 確定拠出年金制度の拡充（特別法人税の撤廃、拠出限度額の適切な引上げ、中途引出要件の緩和）
- ・ 金融所得課税一体化の促進等
- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- ・ 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充
- ・ 上場株式等の相続税評価額等の見直し
- ・ 配当の二重課税の排除
- ・ 投資信託・投資法人税制の見直し（外国税額控除制度の改善、上場証券投資信託の益金不算入制度対象への追加等）

- ・ 特定口座制度の拡充
  - ・ マイナンバー制度の導入に伴う税制分野での利用促進
- ロ. 平成 27 年 12 月 16 日に平成 28 年度の税制改正大綱が公表された。当協会等が要望していた事項のうち、税制改正大綱に盛り込まれた主な事項は下記のとおりである。
- ・ NISA 口座開設時の重複口座確認について、平成 30 年以降、個人番号のみを用い、住民票の写し等を不要とすること等
  - ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の拡充として、特定の資産の割合が総資産の 50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を現行の 10 年から 20 年に延長する。
  - ・ 投資法人等に係る課税の特例について、特定の資産の割合が総資産の 50%を超えていることとする要件に関し、匿名組合契約等に係る権利を、主として有価証券、不動産等に係るものに限ることとする。
  - ・ 投資法人のいわゆる 90%超配当要件に関し、一時差異等調整引当額についての所要の措置を講ずる。

## 〔4〕 国際的な活動

### (1) アジア地域ファンド・パスポートへの対応

アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に関しては、平成 25 年 9 月にパスポート設立のための主旨書に、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、シンガポールの 4 ヶ国が署名し、これにタイとフィリピンを加えた 6 ヶ国の各規制当局を中心に検討が行われ、平成 26 年 4 月には APEC として ARFP に係る規則案が示され、当協会は、市中協議への対応等を行ってきた。

平成 27 年 2 月には APEC より本件に係る 2 回目の市中協議が行われ、ルール案が公表された。これに対し、政策委員会及び投資信託並びに投資法人の制度に関する専門委員会において検討を行い、①外部監視の仕組み、②コンプライアンスレビュー、③ファンドのオペレーターの資格要件、④ARFP 保有者への開示等に係る事項を中心に当協会としての意見書を取りまとめ、同年 4 月に上記の 6 ヶ国の関係規制当局にこれを提出した。

その後、9 月 11 日に開催された APEC 財務大臣会合において、日本も ARFP に係る参加表明文書に署名した。こうした動きを踏まえ、当協会では、9 月 28 日に、金融庁の担当者を講師として説明会を開催する等の活動を行うとともに、ルールの最終化に向け、引き続き金融庁や関係団体等と連携しつつ検討を進めている。

### (2) OECD 多国間自動的情報交換への対応

OECD 多国間自動的情報交換制度とは、外国金融機関口座を用いた国際的な脱税及び租税回避を防止するために、多国間で各国金融機関における非居住者の口座情報を交換するという枠組みであり、G20 及び G8 の指示のもと、本制度の国際基準が OECD により策定され、平成 26 年 2 月に共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）、同年 7 月に共通報告基準の実施細目（コメンタリー）等がそれぞれ公表された。

本制度の日本国内への適用にあたっては、当該共通報告基準及びその実施細目等の内容を踏まえた法令等が整備されることとなり、平成 27 年 3 月 31 日には、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」等の一部改正法令等が公布された。

当該共通報告基準等及び法令等の整備にあたっては、適宜、当協会からも要望や意見を提出する等の対応を行っており、その多くについては当該共通報告基準等及び法令等にて適切に反映されている。

平成 27 年 3 月 31 日の法令等公布以後、本協会は、以下のような対応を実施した。

イ. 法令等の記載内容及びその基本的な考え方について、以下のとおり自主規制委員会にて報告を行った。

- ・平成 29 年 1 月 1 日以後、「報告金融機関等」との間で「特定取引」を行う者は、当該「報告金融機関等」に対して当該者の氏名及び住所等を記載した「届出書」を提出しなければならない。
- ・「報告金融機関等」は、平成 28 年 12 月 31 日以前に当該「報告金融機関等」と「特定取引」を行い、かつ、同日において当該「特定取引」に係る契約を締結している者について、平成 30 年 12 月 31 日までに保有情報に基づき当該者の住所等を特定しなければならない。
- ・「報告金融機関等」は、その年の 12 月 31 日時点で当該「報告金融機関等」と「特定取引」に係る契約を締結しており、かつ、税法上の居住地国が報告対象国に該当する者がいる場合には、当該者の氏名、住所及び当該契約に係る資産の価額等を、翌年の 4 月 30 日までに所轄の税務署長に報告しなければならない。
- ・「報告金融機関等」には、投資信託委託会社、資産運用会社、投資法人及び委託者指図型投資信託の受託者が該当する。
- ・「特定取引」には、社債、株式等の振替に関する法律（社振法）上の口座の開設を受けることを内容とする契約の締結が該当するが、委託者指図型投資信託に係る信託契約の締結及び資産運用会社と投資法人の間における資産運用契約等の締結は該当しない。
- ・以上より、口座開設に係る業務等を行っていない投資信託委託会社については「報告金融機関等」に該当するものの、受託会社との信託契約締結は「特定取引」に該当しないため、投資信託組成の都度、受託会社に届出書の提出等を行う必要なく、本制度における特段の対応は不要となる。
- ・また、口座開設に係る業務等を行っていない資産運用会社についても、「報告金融機関等」には該当するが、投資法人との資産運用契約等の締結は「特定取引」に該当しないため、同様に、本制度における特段の対応は不要となる。
- ・しかし、投資信託等の直接販売業務を行っている社については、受益者との社振法上の口座開設が「特定取引」に該当するため、新規受益者に関しては口座開設時に氏名及び住所等を記載した届出書の徴求、既存受益者に関しては保有情報に基づく住所等の特定が必要となり、また、当該受益者の税法上の居住地国が報告対象国である場合には、徴求又は特定した当該受益者の情報等を所轄の税務署長に年次で報告する必要がある。

ロ. 国税庁より、金融庁を通じて、本制度の実施にあたり調整が必要な事項について意見提出の要請等があったため、自主規制委員等に周知及び意見等提出の要請等を行い、また、後日寄せられた、当該意見等に対する国税庁からの回答等を自主規制委員等及び当協会会員に対して周知した。

ハ. 国税庁及び金融庁からの要請を踏まえ、正会員各社において本制度に関する質問等が生じた場合には、当協会を通じて金融庁に提出することとしたうえで、適宜、正会員に対して本制度に関する質問等の募集を行った。

### (3) 第20回アジア・オセアニア会議への参加

第20回アジア・オセアニア会議は、平成27年3月16日～18日、タイ・バンコクで開催された。日本を含め、オーストラリア、バングラディシュ、中国、台湾、香港、インド、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイの13協会が参加した。当協会からは会長、副会長、他4名が出席した。

会議では、全5テーマについて活発な議論が行われ、当協会はそのうち、「各地域の年金ファンドのトレンド」、「退職年金ファンド」と題するパネルディスカッションなどにパネリストとして参加し、日本の公的年金や確定拠出年金、NISAについて説明を行った。

### (4) 第29回国際投資信託会議への参加

第29回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成27年10月19日から21日までブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された。36の国と地域から60人が参加し、当協会からは副会長、他2名が出席した。

本年の会議では、「システミックリスクと規制ファンド」、「ラテンアメリカにおける金融統合」、「サイバーセキュリティ」、「投資家教育」、「世界の経済展望」をテーマとするセッション、ヨーロッパ、南北アメリカ、アジアの各地域における最新の動向に関するパネルディスカッションが行われた。

当協会は「アジア地域の最新動向」と題するパネルディスカッションに参加し、コーポレート・ガバナンス改革、スチュワードシップ・コードの制定、NISAの拡充やジュニアNISAの導入、確定拠出年金の改革、アジア地域ファンド・パスポートへの参加、東京の国際市場としての役割強化等の取組みが行われている旨を紹介した。

## (5) 第30回国際投資信託会議等の準備

第30回国際投資信託会議が平成28年10月に日本で開催されることが決定したことから、当協会としては国際投信協会会議運営委員会の議長を務め、会議の開催に向けて準備を行っている。

本会議は大阪で開催することとし、今回は同会議の開催30回記念大会となることから、会議のアジェンダもこれまでの世界の投信業界の発展を振り返りつつ、将来を展望するものとなるよう、会議運営委員会で検討を進めている。

会議運営委員会は前述の国際投資信託会議ブラジル大会において、対面会合を行うとともに、その後、数回にわたり関係協会と電話会合を行い、議案やゲストスピーカー等についての情報共有、意見交換を行っている。

また、国際投資信託会議が日本で開催される機を捉え、来日する各国投信業界首脳らを講演者、パネリストとして招へいし、世界において重要性が高まっている資産運用業及び投資信託について、その世界的課題や動向をテーマとしたシンポジウムを、日本証券業協会、日本経済新聞社等と共催で、東京において開催することとし、これについても関係者と共に準備を進めている。

## (6) 豪金融サービス協会訪日使節団との意見交換会

オーストラリア運用会社代表団が平成27年6月8日から11日まで日本を訪問し、6月10日に当協会の正会員理事等と意見交換を行った。

参加者は、先方から、オーストラリアの主要運用会社のCEOなど7名、豪日経済委員会から1名、オーストラリア投信協会(FSC)から3名、計11名が、当協会側からは、理事及び監事並びに事務局より12名が参加した。

当日は、白川協会長から歓迎挨拶の後、当協会理事より、基調スピーチが行われ、その後、意見交換が行われた。

## (7) IOSCOのMMFに関する政策提言への対応

IOSCOは2012年10月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。これは、各国のMMFに係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15の提言から構成されている。

同報告書においては、「本報告書公表後2年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」とされていたが、2015年9月そ

の適用状況の調査結果（ピアレビュー）が IOSCO より公表された。

これを受けて当協会は、金融庁と協議しつつ、MMF 及び MRF を運用する運用会社や自主規制委員会等において、ピアレビューの結果を踏まえた規則改正等について検討を行っている。

なお、この IOSCO による最終報告書において、下表のとおり日本は評価 8 項目のうち 4 項目が未達とされている。

<日本の評価>

8つの改革分野	評価
① MMF の定義等	規則化及び実施済み
② 投資対象資産の種類と制限	
③ 基準価額の評価手法	規則案が公表されず（未対応）
④ 流動性管理	
⑤ 安定的基準価格採用の場合の対応	
⑥ 格付利用依存への対応	
⑦ 投資家への開示	規則化及び実施済み
⑧ レポ取引の利用	

## 〔5〕 その他

### (1) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成 27 年 1 月から 12 月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

#### ① 投資信託に関するもの

##### イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 114 件
- ・FINMACが受付けた件数 36 件

主な内容は、購入にあたって委託会社や商品内容の相談、基準価額の上昇に伴う売却タイミングの相談等、購入や換金に関する質問等。

##### ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMACが受付けた件数 4 件

内容は、買付注文の締め切り時間に関すること等。

##### ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMACが受付けた件数 0 件

#### ② 個人情報に関するもの

平成 27 年 1 月から 12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情は皆無であった。

## 〔6〕平成27年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会の実施について</p> <p>開催日：平成27年2月17日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 企画課 調査室 課長補佐</p> <p>テーマ：金融商品分野における個人情報制度について</p>
<p>◆特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン説明会</p> <p>開催日：平成27年4月8日</p> <p>講師：特定個人情報保護委員会事務局 政策調査員</p> <p>テーマ：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要について</p>
<p>◆投資法人に係る税会不一致に関する税制等に関する説明会</p> <p>開催日：平成27年4月22日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 市場課 金融取引官 ：金融庁総務企画局 政策課 総合政策室 課長補佐</p> <p>テーマ：投資法人に係る税会不一致に関する税制上の手当て等について</p>
<p>◆NISA・ジュニアNISAに係る説明会 - 平成27年度税制改正を踏まえて -</p> <p>開催日：平成27年4月23日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 政策課 総合政策室 課長補佐</p> <p>テーマ：NISA・ジュニアNISAについて - 平成27年度税制改正を踏まえて -</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け説明会</p> <p>開催日：平成27年7月28日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課課付 検査局 総務課 市場業務等モニタリング長 主任統括検査官</p> <p>テーマ：金融モニタリングレポートの概要について</p>
<p>◆アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) に関する説明会</p> <p>開催日：平成27年9月28日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 総務課 国際室 担当官</p> <p>テーマ：アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成27年10月20日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課 資産運用室 資産運用調整官</p> <p>テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>

◆投資法人資産運用会社向け業務研修会

開催日：平成 27 年 10 月 23 日

講師：金融庁監督局 証券課 資産運用室 課長補佐

テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について

◆システムリスク（情報セキュリティリスク）に関する説明会

開催日：平成 27 年 12 月 3 日

講師：金融庁 証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課 特別検査官  
兼 CSIRT 情報セキュリティ事案対策官  
兼 金融庁 総務企画局 政策課 サイバーセキュリティ対策  
企画調整室 室長補佐

テーマ：サイバーセキュリティを中心とした管理態勢について